

労災保険給付にかかる対応について

○工作中や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

労働者の方が「工作中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12262.html

（参考：令和2年7月豪雨）

○アフターケア・義肢等補装具について

アフターケア手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。また、義肢等補装具がき損等した場合は、修理費用・購入費用を支給します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12265.html

○労災給付の預金通帳・届出印等を紛失した場合等

労災給付の振込先に指定された金融機関や郵便局の通帳・キャッシュカード・届出印等を紛失した場合であっても、各金融機関等において非常時の取り扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払い戻しに応じる場合もありますので、詳細については、金融機関や郵便局の窓口へご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12318.html

○労災年金証書を紛失した場合

労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「年金証書再交付申請書」を提出することにより再発行を受けることができますので、監督署にご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12318.html